

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	北てらかた森のこども園	
運営法人名称	社会福祉法人 和修会	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	園長 津川 円	
定員（利用人数）	127 名	
事業所所在地	〒 570-0048 大阪府守口市寺方本通1-3-4	
電話番号	06 - 6998 - 7424	
F A X 番号	06 - 6998 - 7428	
ホームページアドレス	https://www.washukai.org/kitaterakata	
電子メールアドレス	kitaterakata@washukai.or.jp	
事業開始年月日	平成31年4月1日	
職員・従業員数※	正規 22 名	非正規 16 名
専門職員※	正規職員： 幼稚園教諭16名 保育士16名 看護師 1名 栄養士 1名 調理師 1名 非正規職員：幼稚園教諭2名 子育て支援員4名 保育士7名 栄養士1名 調理師1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室・事務所兼医務室・調乳室・調理室 多目的室・園庭・中庭・面談室・更衣室 駐輪場・駐車場	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

保育理念

- ①子どもたちの権利を守り、安全で楽しく生活できる保育を提供します。
- ②安心して預けることのできる園、家庭とのつながりを大切にして、子どもの健やかな成長をはかる園を目指します。
- ③地域とのつながりを大切にし、子育てを支援する園を目指します。

保育方針

- ①基本的な生活習慣を養います
- ②自主性・創造性を育てます
- ③自分も人も大切にすることを育てます。
- ④小学校生活に対応できる力をもつ子どもを育てます。

保育目標

- ・健康でしなやかな身体と心をもった子ども
- ・豊かな感性をもった子ども
- ・いろいろな事に興味・関心を持ち、意欲的に取り組む子ども
- ・一人ひとりの個性を尊重し、違いを認め合い自分も人も大切にすることも

【施設・事業所の特徴的な取組】

【育児担当制・少人数グループ制の導入】

乳児は育児担当制・幼児は少人数のグループに分かれて、活動をしています。育児担当制では、基本的な生活習慣を同じ保育士が担当することで、しっかりと丁寧にかかわり、子どもたちの細やかな成長を保護者と共に、見守ることができます。また、ゆったりと一人一人のペースに合わせていくことで、自分でやってみようとする意欲が高まります。また、幼児クラスでは特に3歳児クラスは、保育園型、幼稚園型、連携施設から進級する子ども達とのクラス編成になります。一人一人の生活リズムや保育経験の違いが大きく、しっかりと園生活リズムに慣れていけるよう、少人数グループで活動することで、より丁寧に関わることができ、園生活が豊かなものになります。

【しっかり体を動かそう】

2歳児クラスから体操の先生に3ヶ月に1度ご指導に来ていただき、子どもたちの今の現状・課題など保育教諭にも指導いただきながら、その指導を週に1度決まった時間に運動遊びを取り入れています。「やってみよう」「できた」という子どもたちと共感し、楽しむことで、次への活動へつなげています。普段からも「しっかり体を動かそう」をテーマに、雨の日でも廊下や多目的ルームを使って、リズムあそびや運動遊びなど意識し、一日の活動量をしっかりとあそべるように心掛けています。

【自園給食】

新園舎建て替え工事と共に、念願の自園給食を始めました。無添加・国産の食材にこだわり、冷凍食品を使わず、素材そのものの味を子どもたちに感じてもらおうと安全・安心の給食づくりを心掛けています。特に、2階の大きな菜園では夏野菜・秋野菜など季節に応じた野菜を子どもたちと栽培・収穫し、その場で調理しておいしくいただいています。離乳食も、より丁寧に段階を5段階づくり、ゆったりと幼児食へとできる取り組みを行っています。栄養士と常に相談しながら、子どもたちの状況に応じて、献立や食育に変化を持たせ、子どもたちが毎日給食を楽しみにできるより給食室と距離が近づける存在となっています。

【保護者支援】

園に通われている保護者、地域の子育て家庭が笑顔でいられることを大きな目標に置き、病児保育室を設置し、仕事と育児の両立を応援しています。また、「いつだれがきてもいい場所」地域拠点事業を行い、地域の子育て親子に、一時保育、園庭開放、遊びの場を提供したり、育児相談などを行い、子育て支援を行っています。地域の方々に、愛される園づくりを目指しています。

【働きやすい環境づくり】

職員間で、働きやすい環境づくりをテーマに、ノーコンタクトタイムを導入したり、4連休が積極的にとれるように、有給消化のタイミングを調整したり、残業が減少できるように職員間で意見や情報共有をしっかりと行い、その都度課題や改善すべきところを話し合い、対応し、働きやすい環境を職員全員で考えています。幼児・乳児会議を週に1回、昼会議は毎日行うことで、他のクラスの情報共有をしっかりと行っています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人ぱ・まる
大阪府認証番号	270052
評価実施期間	令和4年7月26日～令和5年3月31日
評価決定年月日	令和5年3月31日
評価調査者（役割）	26（運営管理委員） 1901C032（運営管理・専門職委員） 2101C021（運営管理・専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

・看護師・管理栄養士等、専門職の専門性を活かし、食に対するこだわりや、衛生管理・感染症対策等、適切な関与と指導の下に、職員全体で連携しながら、快適な保育・養育の提供に繋がられるよう努められています。

・職員に人権リーダーを設定されており、子どもの人権について、年間を通してチェック・検討し、勉強する仕組みづくりがなされています。子どもの権利、子ども自身を大切にされていることから、日々子どもへの声かけや動きを変更する際にも、大声にしない、威圧的な発声や動作にならない、等子どもが萎縮することのないよう、自己発信しやすいよう配慮されています。

・法人をあげて地域交流・地域貢献にも力を入れられており、これらの専門性を地域に還元されています。

◆特に評価の高い点

【地域貢献・地域連携】

子育て拠点事業に参画されており、育児相談・園庭開放・子育て講座・親子遊び教室等、多彩な事業が展開されています。地域の民生委員の方々との情報共有にも取り組まれています。地域貢献事業スマイルサポーターに参加されており、相談事業等が行われています。生活困窮レスキュー事業にも取り組まれ、地域の生活SOSへの対応が行われています。法人をあげて、これらの地域事業を展開参画する事によって、地域との双方向交流・連携を大切にされています。

【資質の維持向上】

施設内に複数の委員会活動を設け、様々なテーマについて年間を通して検討し、改善に繋がられるよう努められています。管理栄養士・看護師による専門性を活用した、衛生管理・感染症管理・食へのこだわり等も展開されています。

◆改善を求められる点

【保護者への情報提供の拡充】

施設が取り組んでいる、せっかくの保育に対する思いや理念基本方針、保育の狙いや目的が、保護者等に対して適切に伝わっていない部分が見受けられます。施設側の狙いや意図が保護者等へ伝わるような、説明と伝え方の工夫が望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、民間移管4年目で初めての受審となりました。受審をきっかけに、先生方と法人理念・園の保育目標はじめ様々な書類や保育の振りかえり、確認する機会を持つことができました。特に、書類作成においては、見易さ・整理など助言をいただき、早速書類書式の見直しを始めています。保護者の方々への保育内容など周知をしていますが、思っている以上に伝わっていないという意見もお聞きし、保護者への周知の仕方に伝わりやすい・見たくなる・工夫をいれていこうと思います。また、人材育成では、一人ひとりの働く目標・そしてやりがいをしっかりと定め、職員満足度など数字にだして、更なる働き方改革に努めていきたいと考えています。今回の受審を受け、いろいろな改善点を職員会議で見直しする時間を取り、「子どもたちにとって、保護者にとって、また地域の方々にとって、笑顔でいっぱいあふれる園づくり」をもう一度職員全体で考えていきたいと思っています。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	ホームページ等で公表されており、施設内や保護者向け資料では、画を活用し、施設の考え方や方向性が伝わりやすいよう工夫し、配慮されています。画で示された理念・基本方針は、施設内複数箇所にも掲示され、常に視界に入る事で、意識の継続に繋がるよ心がけられています。職員間で、理念基本方針の実現のために取り組む事についての話し合いが行われ、具体的に理念の実現に向けた支援の提供を意識されています。園での様子をドキュメンテーションし、画像を活用した保護者への紹介を行う中で、施設の考え方が伝わるよう配慮されています。	
		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	地域福祉活動計画を基に、市内の動向を踏まえた地域の現状が検討されており、ニーズを踏まえた運営の変更等に繋がられています。法人としての分析も行われています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	法人全体としての中長期計画があり、毎年年度末に課題や展望についての話し合いが持たれています。施設内でも職員間で、現状の課題や展望の情報共有が行われており、中長期計画の実現に向けた取組の意識に繋がられています。	
		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人の中長期計画を踏まえた、施設独自の中長期計画が策定されています。中長期計画には、職員の資質向上や研修等も含まれた内容になっており、支援の向上に結びつけるための取組が取り入れられています。定期的な評価見直しの内容を明確にすることが求められます。	

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	中長期計画と職員会議での話し合いを踏まえ、園全体の事業計画の策定へと繋がられています。客観的に評価可能な計画内容の拡充が望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は、総括会議で職員の意見や評価をくみ上げ、次年度の計画策定に繋がられています。年度途中の事業計画遂行状況に対する、評価見直しの拡充が望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画の概要の中で、施設として大切にしたいことを、伝わりやすいように表現を変えて、保護者等に説明されています。保護者等の参加を促す説明の工夫拡充が望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	人材育成目標達成シートを作成し、年2回の面談が実施されています。保育の実践のみに留まらず、狙い・目的が達成できたかを検討反映するPDCAサイクルの取組拡充が望まれます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	職員の自己評価を基に、園全体としての課題を検討し、職員と共に改善に繋げる取組へと結びつけられています。評価結果に基づく、改善策や実施状況の、評価見直しが求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	職務分担表が示されており、不在時含む職務分掌や責任の明確化が行われ、職員にも周知されています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	業務の運営にあたっては、法人規程により適切な取引や関係性が維持されています。コンプライアンスに対する園内研修も定期的に行われています。業務に関連する一般法規の拡充と、職員への周知拡充が望まれます。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	毎月の法人会議にて、保育の質に関する評価分析が行われています。職員との個別面談をはじめ、職員会議や事務所会議等を活用し、職員からの意見聴取が行われています。職員個別研修計画が策定されています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	法人本部・土業からの指導やアドバイス参考に、経営の改善に繋がるよう努められています。職員と共通の課題を共有することで、施設全体として取り組んでいけるよう心がけられています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	中長期計画ならびに、それに基づいた事業計画の中で明示されています。実習生の積極的な受入や、就職フェア等、実効性の高い求人と人材確保を大切にされています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	理念基本方針で、職員像が明確にされています。年2回の個別面談で、人事考課表に基づく考課が実施され、職員個々の目標設定や達成状況について話し合われています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	職員の労働環境整備のため、勤務時間や職務内容に配慮し、効果的・効率的に取り組めるよう配慮されています。年2回の個別面談以外でも、気軽に話が出来るような職場環境作りを心がけられています。職員の様子の変化や違和感等を察知し、上長から積極的に声をかけるよう努められています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員個々が個別目標シートを作成し、年2回の面談で進捗状況・達成状況の話し合いが行われています。設定される目標が、客観的に評価可能な内容を主にし、具体的にやるべき事がわかりやすい内容とすることが望まれます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	年間研修計画が策定されています。個々の職員の目標に沿った研修への参加機会確保に留意されています。行われた研修の成果や有用性を検討し、評価見直ししていく仕組みの拡充が望まれます。	

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員個々の目標や課題に沿った研修に参加できるよう配慮されています。随時の研修等も積極的に案内し、能動的な参加を促されています。新任職員については、フォローできる職員との組み合わせを基本とし、必用に応じて主幹等が関与し、課題の解決に繋がるよう、抱え込むことがないよう配慮されています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	積極的な実習生受入に取り組まれています。実習生受入マニュアルが策定されています。施設独自の、実習対象の専門職種に配慮したプログラムの策定が望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	社会福祉法人に定められる情報の公開が行われています。ホームページやインターネット上の保育等施設情報掲載ページへ施設の様子や雰囲気わかる情報を掲載されています。意見等を含め、あるいは、施設独自で行った改善事例や取組内容の、公表拡充が望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	職務分担表によって、責任や権限が明確化されています。公認会計士による内部監査が行われ、毎月の税理士によるチェック・助言等が得られています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域行事への参加、地域との双方向交流等が行われていましたが、コロナ禍の制限下において、従前のような対面による交流が困難になっています。訪問先・交流先であった所との関係性維持のため、絵や手紙を送る等、コロナ禍でも可能な交流に努められています。制限解除に伴い、可能な事から従前のような活発な地域交流の展開が再開できることに期待します。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティアに関する方針や仕組み等を明示した、ボランティア受け入れマニュアルが策定されています。高校生職場体験の受入が行われています。就職フェア等で施設に興味を持たれた学生のボランティア参画等へも、繋がられています。ボランティアを行うにあたって、最低限必要な研修等の整備拡充が望まれます。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	保育に必要な行政を中心としたリストが作成され職員間で共有されています。関係機関との連携が図られています。官公庁以外の社会資源・相談先等のリスト拡充が望まれます。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	子育て拠点事業に参画されており、育児相談・園庭開放・子育て講座・親子遊び教室等、多彩な事業が展開されています。地域の民生委員の方々との情報共有にも取り組まれています。これらで把握した地域ニーズを、施設並びに法人の運営に活用されています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	地域貢献事業スマイルサポーターに参加されており、相談事業等が行われています。生活困窮レスキュー事業にも取り組まれ、地域の生活SOSへの対応が行われています。地域の祭事にも参加し、積極的な地域活動を展開されています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもの人権尊重を大切にしたい人権研修が毎年行われています。職員から人権リーダーを選出し、年間を通して様々なテーマの人権を考える機会を確保されています。性差に対する施設内研修も行い、ジェンダーの固定観念を払拭した支援の提供に繋がられるよう努められています。保護者に対しても、個人を尊重した保育方針を伝え、保護者同士が、互いの子育てについて話し合う機会を設け、保護者相互の受容と尊重に繋がられるよう配慮されています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシー保護に関するマニュアル・虐待防止マニュアルが策定されています。着衣や排泄の際にもプライバシーの保護と他者のプライバシーを侵害しない事を意識し、学べる保育の展開を心がけられています。就学に向けた、個人が守るべきであり他者を侵害しないプライバシーの知識習得に取り組まれています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園の様子や取組が伝わりやすいように、スライドショーやドキュメンテーションを活用し、イメージしやすい伝え方の工夫に取り組まれています。園見学はマニュアルに沿って行われ、副園長・主任が主となって、対応されています。見学者や保護者からの質問等を踏まえ、説明する内容の見直しや拡充に取り組まれています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	利用開始時には、書面で交付し同意を得ると共に、見学時に内容が伝わりやすい工夫が行われています。保護者の意向把握を記録として残し、計画に明示し反映していくことが望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	必用に応じた引継文書や、電話による情報提供等が行われています。認可施設にとって利用変更は必ず生じますので、手順や書式の整備拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	個人懇談・クラス懇談を定期的に導入し、保護者等の意見を聴取する機会にされています。保育参加や行事参加時にはアンケートによる意見聴取が行われています。定期的に、福祉サービスに対する満足度の上昇に繋がられる意見聴取の、仕組み整備拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情対応に関するマニュアルが策定されています。取り組み後は園全体で共有し、周知を図られています。苦情に関する委員会が設置されており、組織的な対応を行う体制が確立されています。意見や相談等含めた、取組内容の公表拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が、相談しやすい雰囲気作りに留意されています。特定職員に限らず、誰にでも話ができる、子どものことで伝え合うことが出来る環境整備に配慮されています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	寄せられた意見や相談には、速やかに対応されています。内容は速やかに全体で共有し、必用に応じた支援の変更等にも配慮されています。意見・相談・苦情等を一体的に受け付け、漏れなく処理できる仕組みの拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	施設内に安全対策委員会が設置されており、ヒヤリハットや、施設内、各クラス等で発生したリスク等に対する話し合いや対策が行われています。委員会で検討された内容は、職員全体に報告共有されています。BCP（事業継続計画）を軸とした、リスクマネジメント体制の構築が望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	日々、玩具等についても消毒がなされ、滅菌庫等も活用し、子どもが触れる物の清潔保持に努められています。看護師による手洗いの指導等子どもたちに対しても、感染症予防に繋がる取組の支援が行われています。保育室内も日々除菌作業が行われており、毎週空調のフィルターの除菌にも取り組まれています。感染症に関する研修に参加した際は、職員全体に内容を報告し、共有が図られています。保健便りが毎月発行されており、感染症に関する情報等が保護者に提供されており、家庭内での感染症対策等についても情報提供されています。感染症発生時は、園内掲示板で発生状況が公表され、必用に応じて送迎時にも口頭による伝達・告知が行われています。メール等を活用した情報発信にも取り組まれています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	備蓄品がリスト管理されており、準備されています。訓練等は年間計画に沿った、多彩な訓練が実行されています。安否確認の方法拡充、BCP（事業継続計画）に沿った体系的なマニュアルや手順の整備拡充が望まれます。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	各種マニュアルが整備され策定されています。支援の振り返りは各クラス等で行われており、施設全体での課題には、支援内容の検討が行われています。様々な委員会やグループ活動を形成されており、担当するグループ等が、マニュアルの内容についても確認されています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	施設内で掲載されている各種委員会やグループ等で、随時、必用に応じた検証や評価見直しが行われています。定期的な仕組みとしての確立が望まれます。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	3歳未満児については、個々の子どもの発達発育状況を踏まえた個別記録の策定に努められています。全体の計画は、各クラスで毎月検討されています。仕組みとして機能する、保護者の意向確認、3歳児以上に対する個別支援計画、計画に対する保護者等の同意、等の仕組みあるいは手法拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	全体の計画は、毎月クラス単位で月案の検討が行われています。月案の反省を踏まえた、次月の月案作成に繋がられています。全体的な計画との連続性がある月案作成が望まれます。個別支援計画については、意向把握と同意の仕組みが求められます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	様式に沿った発達達成度の記録が整備されており、それらによって、職員間での共有にも繋がられています。家庭連携等に関しても記録できる様式があります。記録の記入に対する規程があります。計悪の達成度が客観的に把握できる、記録内容の統一と整備拡充が求められます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	法人の規程に沿った適切な記録の保管と管理に留意されています。令和4年4月1日施行の個人情報保護法に準拠した規程や書類等の整備拡充が望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	職員の参画の下、全体的な計画の検討が行われています。全体的な計画に基づく、各領域の具体的な計画との連続性・客観性が望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	温度計・湿度計が配置されており、目視による確認で、空調やロールカーテンを活用し、快適に過ごせる温度・湿度となるよう配慮されています。場面場面での子どもが過ごしやすく活動しやすい空間の確保を意識されています。コーナー遊びでは、子ども自身が主体的に玩具を選び遊べる環境を整えられています。マニュアルに沿った、室内外の衛生管理が行われています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	個々の子どもを尊重し、ありのままを受け入れることによって、子どもの自己肯定感を損なわないよう配慮されています。自己表現が十分には出来ない子どもからは、表情や仕草等の養子から、代弁し、思いの真意を探り、受容に繋げられるよう努められています。大きな声や歯や口は、子どもたちの自発性を妨げるので、声かけや動かしの際には留意されています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	個々の子どもの発達保育状況を踏まえた、生活習慣の習得を意識されています。焦らせず、急かさず、子ども自身のペースで出来る事を大切にし、自分で出来る喜びや自信の習得に繋げられるよう努められています。成功体験を重ねることや、異年齢との交流の中で、自分でもやってみたいという自発性の育成に繋がられています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	体を動かすことから、主体性・協調性・社会性へと繋げられる機会となるよう心がけられています。各クラスの外遊びが偏重しないよう、全体のスケジュール調整が行われています。園庭や砂場を活用し、戸外での活動機会確保を意識されています。屋内でも体育用具を工夫して設置したり、玩具を選べる環境を整えることによって、主体的な動きに繋がられるよう、また、活動的な動きが出来るよう配慮されています。地域行事への参加や交流も行われていましたが、コロナ禍の制限下において、現在は対面での交流が困難であるため、制限されています。訪問や交流できない事の代替として、手紙を書く等、出来る事で継続されています。	

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 育児担当制を採用し、子どもとの愛着関係の形成に重い気を置いた保育を大切にされています。子ども個々の特徴や発達状況や踏まえ、担当以外が接する場合でも、個々の子どもに適した同じ対応が出来るよう努められています。保育室内のスペースを、場面に応じた区切りや変更を行うことによって、その場面に応じた訃音域や環境の提供が出来るよう配慮されています。おむつ交換時にも他から見えない配慮が行われています。育児に関する保護者からの相談にも積極的に応じており、子ども自身やその家庭環境に応じた情報提供やアドバイスが出来るよう努められています。離乳食・普通食への移行は、移行後の食事形態や内容がわかる画像等も活用し、家庭内での進行状況を踏まえた、進め方に取り組まれています。	
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 1歳児では、子どもの主張を受け止めながらも、集団の中での連続した活動や、協調性・社会性の育成にも繋げられる保育の提供に努められています。型にあてはめるのではなく、個々の子どもの情緒や感情に合わせた、子どもに寄り添う対応が出来るよう配慮されています。保育士との愛着関係を大切にしながら、グループによる動きを取り入れることで、小規模な関係の中で、協調性・社会性の形成に繋がるよう心がけられています。 2歳児では、自分の主張がしっかり出来る事、協調性が習得出来ること、を大切に保育の提供に努められています。グループによる動きを取り入れることで、子ども同士の関係性の形成が心がけられています。 グループで動かすことが、子どもに疎外感を与えることに繋がらないよう、声かけや接し方に配慮されています。ボランティア等と接する機会を設け、保育士以外の大人と接する機会となっています。保護者とは日常の情報共有・情報交換以外に年2回の個人懇談が行われ、育ちに関する相談や話し合いの機会が設けられています。	
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 3歳児では、グループ制での動きを大切にされており、子どもの発達状況や踏まえた、個々の子どもが必要とする保育の提供に繋げられるように努められています。 4歳児では、集団の中での協調性や社会性が、子ども自ら考え、行動できる事を大切に保育の提供に努められています。当番の内容を子どもたちと話し合って決めた当番制を取り入れることにより、やりがい、達成感、責任感の育成に繋がるよう配慮されています。体全体を動かし、子どもたちが自分の気持ちや感情を表現出来る喜び、楽しみに繋げられるような遊びや動きを積極的に採用されています。遊びの中で、子どもたち同士でルールを考え決められる遊びを採用することによって、自発性と協調性の確立に向けた保育の提供が行われています。 5歳児では、小学校への就学を踏まえた、自主性の育成を大切に保育に取り組まれています。子ども同士のプライバシーについても意識し、相互侵害に繋がらない生活習慣の習得を進められています。言動によって他児の気分や心情を損ねることが生じないように配慮する必要性の習得に留意されています。個々の保護者との個人懇談で、就学に必要な情報提供や相談等の提供が行われています。	
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 配慮が必要な子どもに対して、保護者等との連携を密に行い、関連機関と連携した支援の提供に努められています。計画は、保護者と話し合い、子どもの発達状況や踏まえた必要な支援に繋げられるよう配慮されています。クラスの中で自然に過ごせる環境設定を心がけられています。保護者全般に向けた、啓発情報提供等の拡充が望まれます。	

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 長時間となった場合に過ごす場所や職員が一定になるように配慮し、子どもが安心することで不安の助長に繋がらないよう配慮されています。畳やマットも導入し、ゆったりと過ごせる空間作りに留意されています。異年齢のかかわりや、玩具を飽きないように交換する等、ゆったりとした時間を過ごす中でも、変化のきっかけを意識する事によって、寂しさや不安に繋がらないよう努められています。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント) コロナ禍の制限下において、直接の交流に制限が生じており、従前のような直接的な見学や交流は困難となっていますが、バスを利用した学校見学によって、雰囲気を感じられるよう配慮されています。就学後に必要となる事が出来るような投げかけや動機付けが心がけられています。保護者には個人面談時に就学へ向けての話し合い機会が設けられています。	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント) 毎月、保健便りが発行され、感染症情報や提携医療機関から受けた情報提供が行われています。年間保健計画に基づく、毎月の保健目標が設定されており、保健目標に沿った子どもたちに対する啓発と理解促進のため、看護師によるわかりやすい資料や絵本、小道具等を活用した取組が、毎月定期的に定められた日になされています。既往症や予防接種については、毎年年度当初に必ず確認しており、随時の情報については、連絡帳と健康手帳を通じて、内容把握と情報更新が行われています。保護者には、大阪市の「小児救急支援アプリ」活用が紹介されています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する保護者等への情報提供拡充が望まれます。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント) 健診の結果は、職員間で共有されており、保護者等にも通知されています。健診結果に基づく受診推奨がある場合は、単に結果を通知するのではなく、口頭による説明・伝達も行われており、その後の受診状況の確認も行われています。健診を踏まえた口腔ケア等の取組が行われています。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント) アレルギー疾患のある子どもに対しては、栄養士・園長・担当保育士・保護者等による確認と話し合いが毎月持たれ、適切な支援に繋がれるように努められています。対応が必要な内容は日々連絡票で表されており、各クラスでは連絡票を基にした確認が行われています。喫食時には、極力見た目の相違等が生じないように配慮された食事やおやつ提供が出来るよう努められています。保護者全般に対する、理解を深めるための啓発・情報提供に拡充が望まれます。	
A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント) 子どもたちが楽しみ、喜び、興味を持てるような、食材の提供形状や加工となるよう配慮されています。子どもたちと一緒に簡易な調理や加工を行う事で、食に関する興味や楽しさ、好き嫌いの軽減等に繋がれる機会が確保されています。	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント) 子どもたちが安全で安心して食べられるよう、新鮮な食材を、当日仕込・当日調理・当日提供できる事を大切にされています。行事食を取り入れ、また旬の食材を活用することで、食への理解や興味の拡充にも繋がられています。その日の子どもの健康状態にあわせた、提供内容・提供方法の変更等にも個別対応されています。離乳食は5段階設定されており、順にステップを踏むことを大切にした離乳食の推進が行われています。	

	評価結果
--	-------------

A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント) 連絡帳や送迎時の会話等で、保護者との情報共有を意識されています。当日の保育内容を文章で掲示し、保育の様子が保護者に伝えられています。保育の意図や狙い、計画について、保護者の理解を得ると共に、家庭と施設が連携した子どもへの取組の拡充が望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント) 日常からの保護者等とのコミュニケーションを大切に、信頼関係の構築に繋がられるよう心がけられています。保護者等との良好な関係性と信頼関係を下し、気軽に話しかけてもらえる、相談を投げかけてもらえる環境整備を大切にされています。投げかけられた相談等は、一人で抱え込むのではなく、上長等からのアドバイスと一緒に考え取り組む事で、最善の回答へ繋がられるよう努められています。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント) 送迎時や保育・養育の中で、子どもや保護者等の違和感や変化に速やかに気づけるよう、また発生前に未然に防止できるよう、心がけられています。虐待防止マニュアルに、発見から対応までの手順が示されています。疑い事案や必要性を判断した場合には、関連機関と連携し、多方面から子どもを守る体制と取組に繋がられるよう留意されています。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント) 年2回職員の自己評価が行われており、職員自身が自らの保育・養育内容を振り返る機会となっています。職員個々の自己評価で見出された課題等を分析し、職員固有の課題であるのか、施設全体の課題であるのかを明確にすることで、効率的かつ合理的な改善に繋がられるかと思われます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	人権に関する研修が定期的に行われており、子どもの人権を尊重したかかわりが心がけられています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、園児直接のヒアリングは実施を見合わせております。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	全園児の保護者等
調査対象者数	有効回答数 51 名
調査方法	全園児の保護者等に対し、大阪府参考様式項目のアンケート用紙・返信用封筒を配布し、保護者等から直接、評価期間宛返送にて収集。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケートの設問は、大阪府参考様式の項目を基に、配布実施しました。

【回答内容より推測される傾向】

「運営管理」に対しては、概ね保護者等が満足の得られる説明等が行われていると感じられていますが、意見や苦情等の状況に関する保護者等への情報提供に課題を感じられました。「子どもの発達援助」「子育て支援」に対しては、概ね保護者等が満足を感じられています

【利用者自由記述内容抜粋】

熱心に子供に接してくれる。設備が整っている。子供の体験行事が多い。子供の能力を引き出してあげたいという気持ちが伝わってくる。子供の個性を尊重してくれる。保育士の質が良い。保育士が皆明るい。環境が良い。子供が楽しく通えている。いろいろなおもちゃがあり子供が喜んでいる。スイミング、体操、英語遊びがあるのが良い。遅い時間まで預かってもらえる。親にも寄り添ってくれる。担任以外の先生も名前を言って挨拶してくれる。必要に応じて先生との面談を設けてくれる。アットホーム。園庭の遊具が充実している。子供の気持ちにより添ってくれる。菜園で収穫した野菜を使った食育がよい。保護者の集まりが少ないので負担が小さい。朝夕でいつもいる先生がいるので安心。清潔感がある。色々な行事がある。手作りのおやつが多く安心。保育参加が良い。子供のちょっとした変化にもすぐ先生が気づいてくれる。

【総括】

回答内容から、保護者等への、意見や苦情等に関する情報、行事やイベント等のねらいや目的が、園の意図している通り伝わっているとは言いがたい部分に課題を感じられました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等